

(仮)うつのみや環境パートナーシップ会議 会則(案)

(名称)

第1条 この会の名称は、うつのみや環境パートナーシップ会議(以下「本会」という。)とする。

【注】第7回設立準備会にて、名称を決定する。 2月20日までに環境企画課へ

(目的)

第2条 本会は、宇都宮市環境基本計画を推進するために、市民、事業者、市が、協働の基本原則(附則別表)に基づき、環境保全活動に取り組むことにより、良好な地域環境の確保と地球環境保全に貢献し、以って「環境都市うつのみや」の実現に寄与することを目的とする。

【注】第7回設立準備会にて、協働の基本原則(案)の修正を行いとりまとめる。

(役割)

第3条 本会は、環境基本計画に掲げた環境面のまちづくりに関する基本目標の実現のための協議及び事業を实践する場として次の役割を担う。

- (1) 市民、事業者、市の各主体が対等な立場で連携・協力しながら具体的な環境保全活動を实践する。
- (2) 環境問題への正しい理解と知識を深め、環境保全のために行動する人の環を市域全体へ広げ、活性化を図る。
- (3) 本会の取組や環境に関する情報などの積極的な発信と交流を進める。
- (4) その他、環境基本計画の推進に関すること。

【第5回準備会の主な意見】

環境パートナーシップ会議の参画者である市民、事業者及び行政は、環境基本計画を推進するための推進役を担う。 第3条に反映

4つの環境基本目標について幅広く議論できる、全体を協議する 第3条に反映

市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する。 第3条に反映

(会員)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同し、環境に興味・関心がある市民、事業者、民間団体及び公共団体からなる会員をもって構成する。

【注】市民の考え方：宇都宮市に住んでいる人はもちろんのこと、宇都宮市で働き、学ぶ人々、宇都宮を訪れる人々を対象とします。 附則に掲載

(入 会)

第5条 本会の会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出するものとする。

(会 費)

第6条 会員は、1口につき次の各号に掲げる区分に応じた年額会費を納入しなければならない。なお、会員が既に納入した会費は、これを返還しない。

(1) 市 民 (1口) 2,000円

(2) 事 業 者 (1口) 5,000円

(3) 民間団体 (1口) 5,000円

(4) 公共団体 (1口) 5,000円

【第5回準備会の主な意見】

市 総会費及びワーキンググループ活動費について全額ではないが、補助金による支援を検討している。但し、年度毎に見直しがある。

財政基盤を安定化するためにも、補助金及び付属的な収入のみで運営等ではなく、3,000円/人程度の会費を集め、会員を増やしていく。

栃の環県民会議と整合性を図った金額として第6条に反映

【参考：栃の環県民会議 個人会員 1口 ¥2,000、任意団体・NPO 法人会員 1口 ¥5,000  
法人・行政会員 1口 ¥20,000】

寄付金、講演会(有料)、民間からの賛助金等の収入を得る。

(活動に参加できないが、活動を支援したい人からの収入など) 第14条に反映

【参考意見】

- ・企業がこの会議に支援することでステータスになる。 寄付に繋がる。
- ・自主事業のやり易さや寄付の受けやすさを考慮すると NPO 化を考えてもよい。
- ・ISO 取得企業などに U ネットに広告を入れる。

(退 会)

第7条 会員は、退会しようとするときは、退会届を会長に提出するものとする。

(事業)

第8条 第2条の目的を達成するための事業は、本会全体で行う全体活動と具体的な活動を実施するワーキンググループ活動に区分する。

2 全体活動として次の活動を行う。

- (1) 会員同士の相互交流を図るための活動に関する事。
- (2) 市民への環境問題に対する意識高揚を図るための活動に関する事。
- (3) その他第2条の目的を達成するために必要な活動に関する事。

3 ワーキンググループは、研修会、ワークショップ、フィールドワークの開催などの具体的な活動を実施する。

【第5回準備会の主な意見】

新規参加者を呼びかけ

- ・ 推進する人を広くHPや環境フェアで呼びかける。
- ・ 環境リーダー養成のための講座もしくはネットワーク化
- ・ 自治会への呼びかけ

環境に関する相談窓口の設置

- ・ WGの市民提案を受ける準備をする。

(Uネットやエコショップで相談など)

事務打ち合わせ  
会や企画運営委  
員会で協議  
具体化

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 監事 2名以内

- 2 会長は、本会を代表するとともに、会務を統括する。
- 3 会長に事故ある時又は会長が不在のときは、副会長がその職務を代理する。
- 5 監事は、本会の会計を監査する。
- 6 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

(総会)

第10条 総会は、本会の最高議決機関として、原則として年1回開催する。

- 2 総会は、会長が召集し、議長は会長が行う。
- 3 総会は、出席会員をもって成立するものとする。
- 4 総会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 総会は、次の事項を審議し、決定する。
  - (1) 全体活動計画及び予算に関すること。
  - (2) 決算に関すること。
  - (3) 役員承認に関すること。
  - (4) 会則の改正に関すること。
  - (5) その他会の運営において重要と認められる事項。
- 6 総会は、次の事項の総括並びに報告を受ける。
  - (1) 事業報告(全体活動及びワーキンググループ活動)の総括に関すること。
  - (2) ワーキンググループ活動計画に関すること。
  - (3) その他必要な事項。

【第5回準備会の主な意見】

会長は、民間から選任(実践活動を行っている人物)  
副会長は、事業者及び行政から選任  
監事 2名

} 事務打ち合わせ会で検討

C h e c k機能が必要(監査の役割は総会が担う) 総会にて総括

【参考意見】

- ・著名な人(産・官・学)が入っていると会に入りやすい (宣伝効果がある)  
著名な方は名誉会長でよい
- ・総会は、会議の表向きの顔 企画運営委員会に大半の機能が含まれている。
- ・環境パートナーシップはガラス張りの組織にしたい、機動力のある組織にしたいなど

( 企画運営委員会 )

第 1 1 条 第 2 条並びに第 3 条に示した目的及び役割を遂行するために、企画運営委員会を置く。

2 企画運営委員会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 総会議案に関すること。
- (2) 全体活動の企画・運営に関すること。
- (3) ワーキンググループの設置・見直しに関すること。
- (4) ワーキンググループ活動計画及び活動報告に関すること。
- (5) その他必要な事項。

3 企画運営委員会は、委員長、副委員長、委員長が指名する者及びワーキンググループ活動の中心を担う者で構成する。

4 委員長は、会務を総理し、委員会の議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が不在のときは、その職務を代理する。

6 企画運営委員会は、委員長が召集する。

7 委員長及び副委員長は、委員の中から互選する。

8 企画運営委員会は事業を円滑に推進するため、小委員会を置くことができる。

【第 5 回準備会での協議のまとめ】 第 1 1 条に反映

総会議案を作成する。

活動している人が企画運営委員会の委員になる ( WG リーダー、サブリーダー など )。

専門委員 ( 専門家 )、WG の関係団体など会長が指名する者が企画運営委員会に入る。

年次報告書への意見、提案を行う

事業の創出や枠組み、進行管理をする。

- ・ WG の活動報告会を行い、進行管理する。
- ・ 市民、事業者、行政に基本計画のやるべきことを振り分ける。
- ・ 新規 WG を生み出す。
- ・ WG だけでは行えない事業 ( プロジェクトチームの設立、シンポジウム等 ) を実施する。
- ・ 市民へ本会の活動を公表する。

テーマを絞った議論 ( 補助金、スポンサー探し、WG の企画 ) をするための小委員会を設置する。

【参考意見】

- ・ 会長・副会長の推薦を行う
- ・ 環境リーダーの育成、活用及びネットワーク化は、今後の検討課題

(ワーキンググループ)

第12条 第2条並びに第3条に示した目的及び役割を遂行するための具体的な活動を実施するワーキンググループを設置する。

2 ワーキンググループは、次の事項を企画運営委員会に報告する。

- (1) 活動計画(案)に関すること。
- (2) 活動報告に関すること。
- (3) 企画運営委員会委員の推薦に関すること。
- (4) その他必要な事項。

3 ワーキンググループは、リーダー、サブリーダー、コアスタッフ会員、会員などで構成する。

【第5回準備会の主な意見】

企画～活動の報告まで係るコアスタッフが必要 第12条に反映

自己完結しないためにも定期的な情報の発信が必要 第12条に反映

【参考意見】

- ・WG毎に、庶務、活動の記録等を担当する事務局員が必要。
- ・下草刈りなど活動に会員以外で参加する人もいる。参加者が会員になる。
- ・WG自身もスポンサーを見つける必要がある。
- ・WGを動かす人をどう集めるか、組織化するかが重要である。

(事務局)

第13条 本会の事務局は、企画運営委員会内に置き、庶務及び会計事務を処理する。但し、当面の間、本会の連絡窓口は、宇都宮市環境部環境企画課内に置く。

【第5回準備会の主な意見】

庶務、会計及び資料作成等は協働の象徴 第13条に反映

(会計及び会計年度)

第14条 本会の運営に要する経費は、会費、賛助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(委任)

第15条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

## 附則

- 1 この会則は，設立の日（平成16年6月5日）から施行する。
- 2 第4条第1項の市民は，宇都宮市で働く者，学ぶ者及び訪れる者を対象とする。
- 3 本会の設立当初の第9条第6項に掲げる役員の任期は，規定にかかわらず，平成16年4月1日から起算するものとする。
- 4 本会の設立当初の事業年度は，第14条第2項にかかわらず設立の日に始まる。

## 附則別表

<p>基本原則1 「対等，平等，公平な関係の構築」</p> <p>市民，事業者と行政のそれぞれが，環境保全活動の主体となり，「対等な関係」で，協力しながら取り組む。</p>
<p>基本原則2 「尊敬，信頼，協力，友情に基づく行動」</p> <p>「地球で暮らす一員」として，お互いの尊敬，信頼，協力，友情のもとに，同じ気持ちになって取り組む。</p>
<p>基本原則3 「情報の共有・公開・発信・提供」</p> <p>お互いに良く知り合い，建設的な議論のためにも，情報の共有化を図る。</p>
<p>基本原則4 「適正な役割分担と責務遂行」</p> <p>事業の立案，実施，評価，改善というすべての過程において各主体が参画し，明確な役割分担の基に事業を実施する。</p>
<p>基本原則5 「自主性・創造性の発揮と尊重」</p> <p>それぞれの立場を最大限に発揮できるよう自主性・創造性を尊重する。</p>
<p>基本原則6 「費用負担の明確化」</p> <p>事業の役割及び性質に応じた費用負担の明確化を図る。</p>